

# 病床機能分化連携基盤整備事業の概要

## 【目的】

香川県地域医療構想における、2025年の必要病床数に対して不足する回復期機能病床の整備を促進することで、病床機能分化・連携を推進し、将来の医療需要に対応できる医療提供体制の構築を図るため、「病床機能分化連携基盤整備事業」を実施する。

## 【補助対象】

- 病院  
施設：急性期病床等からの転換により、「回復期リハビリテーション病棟入院料」または「地域包括ケア病棟入院料」を算定する病棟、「地域包括ケア入院医療管理料」を算定する病室等の新築・増改築・改修を行う場合に要する工事費又は工事請負費  
設備：上記病棟・病室として必要な医療機器の備品購入費
- 有床診療所  
施設：回復期機能の充実に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費  
設備：上記病棟・病室として必要な医療機器の備品購入費

## 【補助基準額及び補助率】

### 補助基準額

- 病院  
施設：転換する病床1床当たり 3,965千円  
設備：1施設当たり 11,000千円（1品当たり100千円以上の設備が対象。1施設当たり1,100千円未満の場合は補助対象外）
- 有床診療所  
施設：新築・増改築・改修する面積（上限450㎡）×単価（鉄筋コンクリート200,800円、ブロック175,100円 等）  
設備：1施設当たり 11,000千円（1品当たり100千円以上の設備が対象。1施設当たり1,100千円未満の場合は補助対象外）

補助率 1/2（補助基準額と実事業費を比較し、少ない方の額に補助率を乗じて補助額を求める。）

## 【事業の応募状況（R3意向調査）】

- 令和3・4年度の事業要望を募集した結果、以下のとおり応募があった。  
東部構想区域 2病院 回復期病床18床整備（令和4年度実施予定）

## 【事業実績】

- 平成27年度から令和3年度  
施設数 12医療機関、病床数 188床

# 病床機能再編支援事業の概要①

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

## 「病床削減」に伴う財政支援

病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付

※病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となること

※許可病床から休床等を除いた稼働している病棟の病床の10%以上を削減する場合に対象

## 「病院統合」に伴う財政支援

【**統合支援**】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

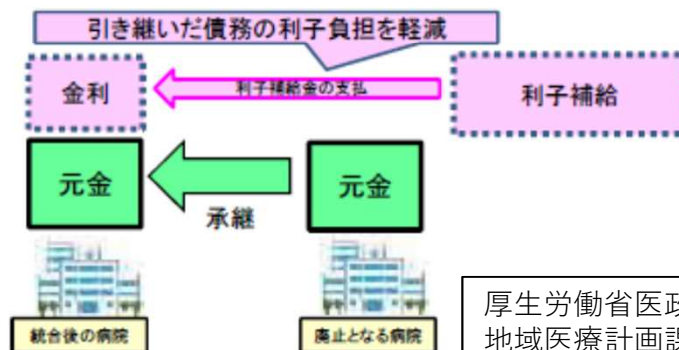
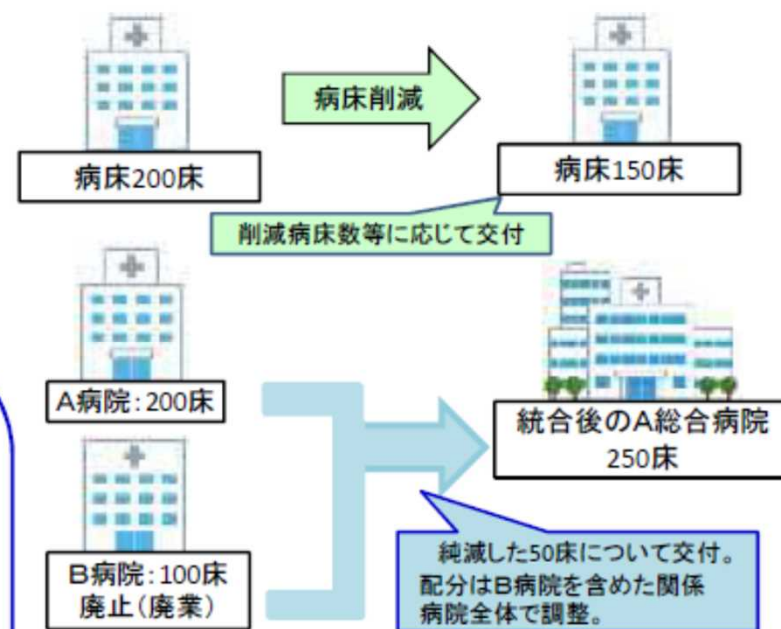
※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援

※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【**利子補給**】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付

※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。





# 病床機能再編支援事業の概要②

## 【支援対象（単独支援・統合支援・債務整理支援）】

- 単独の医療機関の病床再編又は医療機関の統合に伴う病床再編により、平成30年度の病床機能報告における高度急性期・急性期・慢性期（以下「対象3区分」という。）の稼働病床から病床を削減する医療機関が対象となる。
- 地域医療構想調整会議・医療審議会での協議を踏まえて、地域医療構想実現に向けて必要な取組と認められる必要がある。
- 病床再編後の対象3区分の許可病床数が平成30年度の病床機能報告の90%以下となる必要がある。
- 地域医療構想の実現を目的としたものでない病床再編（経営困難等によるもの）は支援対象とならない。
- 債務整理支援給付金のみ、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けている必要がある。

## 【支援額】

- 単独支援給付金・統合支援給付金

病床稼働率	削減する病床1床当たり
50%未満	1,140千円
50%－60%	1,368千円
60%－70%	1,596千円
70%－80%	1,824千円
80%－90%	2,052千円
90%以上	2,280千円

- 債務整理支援給付金  
統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。  
上限 融資期間 20年  
利率 0.5%/年

## 【支援金の使途について】

- 支援金の使途については、自由とされている。
- 実績報告についても不要である。

## 【事業の応募状況（R3意向調査）】

- 令和3・4年度の事業要望はなし。

## 【事業実績】

- 実績なし  
※当事業は令和2年度から開始